

【医療保険】 訪問看護ステーション ゴルディロックス 訪問看護利用料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、提供した訪問看護の内容に応じて以下の料金をお支払いいただきます。

【訪問看護基本療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 保健師・助産師・看護師による場合	週3日目まで ¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
	週4日目以降 ¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 保健師・助産師・看護師による場合 (同一日に2人)	週3日目まで ¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	'同一建物居住者'に同一日に2人の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき、当事業所から他の方を訪問した場合に算定します。
	週4日目以降 ¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (同一日に2人)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
保健師・助産師・看護師による場合 (同一日に3人以上)	週3日目まで ¥2,780	¥278	¥556	¥834	'同一建物居住者'に同一日に3人以上の訪問看護利用者がおり、訪問看護指示書に基づき、当事業所から他の方を訪問した場合に算定します。
	週4日目以降 ¥3,280	¥328	¥656	¥984	
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (同一日に3人以上)	¥2,780	¥278	¥556	¥834	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	入院患者が在宅療養に備えて一時的に外泊している場合。外泊(1泊2日以上)の日数にかかわらず1回または2回算定します。
訪問看護基本療養費の加算					
難病等複数回訪問加算 1日に2回訪問	同一建物 2人以下 ¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合に算定します。
	同一建物 3人以上 ¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
1日に3回以上訪問	同一建物 2人以下 ¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
	同一建物 3人以上 ¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
緊急訪問看護加算 月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795	利用者・家族等の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に、1日につき1回限り算定します。
	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
乳幼児加算 厚生労働大臣が定める者に該当する場合	¥1,800	¥180	¥360	¥540	6歳未満の利用者に訪問看護を実施した場合に1日につき1回限り算定します。
	¥1,300	¥130	¥260	¥390	
長時間訪問看護加算	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	以下の長時間の訪問看護を要するものに対して、1回の訪問時間が90分を超えた場合に算定します。 ・特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる利用者(週1回) ・特別訪問看護指示書を受けている利用者(週1回) ・15歳未満の超重症児または準超重症児(週3回) ・15歳未満の小児であって特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者(週3回)
夜間・早朝訪問看護加算	¥2,100	¥210	¥420	¥630	利用者または家族の求めに応じて、夜間(午後6時～午後10時までの時間)、早朝(午前6時～午前8時までの時間)、深夜(午後10時～翌6時までの時間)に訪問看護を行った場合に算定します。
深夜訪問看護加算	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	

複数名訪問看護加算						
看護職員、理学療法士等と訪問(週1回)	同一建物 2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	保健師、助産師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という）が同時に他の看護師等または看護補助者（以下「その他職員」という）と訪問を行った場合に算定します。
	同一建物 3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	複数名訪問看護加算の対象となるのは下記の方で、利用者または家族等の同意を得て算定します。 ①特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者 ②特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る） ⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤までのいずれかに準ずると認められる者（看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合に限る）
准看護師と訪問（週1回）	同一建物 2人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
	同一建物 3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020	
その他職員と訪問（週3回算定）	同一建物 2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	同一建物 3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日1回）	同一建物 2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	同一建物 3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日2回）	同一建物 2人以下	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
	同一建物 3人以上	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620	
その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者）（1日3回以上）	同一建物 2人以下	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
	同一建物 3人以上	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700	

【訪問看護管理療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
訪問看護管理療養費					
月の初日の場合					
月の2日目以降の訪問の場合	訪問看護管理療養費 1	¥3,000	¥300	¥600	¥900
訪問看護管理療養費の加算					
24時間対応体制加算		¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
特別管理加算	(I) (II)	¥5,000 ¥2,500	¥500 ¥250	¥1,000 ¥500	¥1,500 ¥750
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合 上記以外の場合	¥8,400 ¥6,000	¥840 ¥600	¥1,680 ¥1,200	¥2,520 ¥1,800
在宅患者連携指導加算		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500	¥250	¥500	¥750

退院時共同指導加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	病院や介護老人保健施設等から退院、退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医その他職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院または退所後の最初の訪問看護が行われた際に、利用者の状態に応じ2回に限り算定します。
特別管理指導加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600	なお、退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者については、退院時共同指導加算に追加して特別管理指導加算を算定します。
訪問看護医療DX情報活用加算	¥50	¥5	¥10	¥15	オフライン販賣確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回に限り算定します。

【他の療養費】

	料金(10割分)	1割分	2割分	3割分	備考
訪問看護ターミナルケア療養費					
訪問看護ターミナルケア療養費1	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	死亡日及び死亡前14日以内の合計15日間に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定します。 訪問看護ターミナルケア療養費1：看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行った場合。
訪問看護ターミナルケア療養費2	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	訪問看護ターミナルケア療養費2：看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行った場合。
訪問看護情報提供療養費	¥1,500	¥150	¥300	¥450	利用者の同意を得て市町村・都道府県や学校等、保険医療機関等に対して訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。訪問看護情報提供療養費1および3は月1回、訪問看護情報提供療養費2は年度に1回算定します。
その他の療養費の加算					
遠隔死亡診断補助加算	¥1,500	¥150	¥300	¥450	医師の指示の下、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します。

※ 特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方、介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出た場合、一月につき1回指示の日から14日を限度として(但し、気管カニューレを使用している状態・真皮超える褥瘡の状態の方については、月2回まで)訪問看護が適用となります。

【他の費用】

	料金(税込)
交通費 事業所より片道5km以内	¥200
片道5km～8km	¥500
片道8～10km	¥1,000
営業日以外訪問料金	¥3,000
延長料金(1時間30分を超えたサービス提供の場合で30分毎)	¥5,500
在宅以外での訪問看護(1時間毎)	¥10,000
受診の同行(1時間30分まで)	¥15,000
死後の処置(亡くなられた後のお清め料と処置材料費)	¥20,000
キャンセル料 (当日ご連絡がない場合)	通常料金の100%

※利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合はキャンセル料はかかりません。